

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆

議院送付）要旨

本法律案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路運送車両法の一部改正

1 自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、自動車の基準等に関する国際協定の改正に対応し、自動車の車両単位での基準適合性を各国間で相互に承認するための制度を創設することとする。

2 東京五輪特別仕様ナンバープレートなどの図柄入りナンバープレートを導入するため、自動車の所有者からの申請により、ナンバープレートの交換を可能とする制度を創設することとする。

3 より迅速かつ確実なリコールを行うため、リコールの実施に必要な報告徴収及び立入検査の対象に装

置製作者等を追加することとする。

4 小型貨物自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものについて、新規検査等の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出があつた場合には、国土交通大臣への現車の提示を省略することができることとする。

二 自動車検査独立行政法人法の一部改正

独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、独立行政法人自動車技術総合機構を設立するとともに、法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めることとする。

三 施行期日等

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行することとする。ただし、一の三の改正は公布の日から、一の二及び四の改正は平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日からそれぞれ施行することとする。

2 独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止することとする。

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。